

京都市告示第151号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和元年5月24日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人京都ライトハウス（理事長 滝本 章）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市北区紫野花ノ坊町11

3 事業所の名称

視覚支援あいあい教室

4 事業所の所在地

京都市北区紫野花ノ坊町11

5 指定する事業の種類

居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問

6 指定年月日

平成31年4月1日

7 事業所番号

2650100072

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）